

## Software-Defined Network Service利用規約【現改比較表】 2021年2月4日現在

～2021年2月3日

2021年2月4日～

▲Software-Defined Network Service利用規約 実施 平成29年3月30日	▲Software-Defined Network Service利用規約 実施 平成29年3月30日
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>別記 1～5 (略) 6 SDN端末の提供等 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) SDN端末を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。 (4) SDN端末に必要な電気は、契約者から提供していただきます。 (5) 契約者は、SDN端末を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。 (6) 契約者は、当社が設置したSDN端末を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。 (7) 契約者は、(6)の規定に違反してSDN端末を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 (8) 契約者は、当社が提供するSDN端末を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供しないものとします。 (9) 契約者は、SDNサービスを全く利用できない状態が生じた場合であっても、SDN端末に係る料金の支払いを要します。 (10) 当社は、本規約で特に定める場合を除き、SDN端末を起因とした損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者はSDN端末の利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>別記 1～5 (略) 6 SDN端末の提供等 (1)～(2) (略) <u>(3) SDN端末(料金表第3表に規定する2型Lに限ります。)の提供の請求をした者は、その請求を行った日の翌営業日から起算して6営業日後の日以後は、その請求を取り消し、又はその提供等の契約を解除することができません。ただし、当社がそのSDN端末を提供した日以後はその限りではありません。</u> (4) SDN端末を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。 (5) SDN端末に必要な電気は、契約者から提供していただきます。 (6) 契約者は、SDN端末を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。 (7) 契約者は、当社が設置したSDN端末を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。 (8) 契約者は、(7)の規定に違反してSDN端末を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 (9) 契約者は、当社が提供するSDN端末を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供しないものとします。 (10) 契約者は、SDNサービスを全く利用できない状態が生じた場合であっても、SDN端末に係る料金の支払いを要します。 (11) 当社は、本規約で特に定める場合を除き、SDN端末を起因とした損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者はSDN端末の利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p>

～2021年2月3日

(11) 契約者は、当社が設置したSDN端末について、SDN端末の廃止、SDN契約の解除、SDNサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのSDN端末を使用する権利を失ったときは、そのSDN端末を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりそのSDN端末を当社に速やかに返還していただきます。

(12) 契約者は、(11)の規定によるSDN端末の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

(13) 契約者は、(11)の規定によるSDN端末の返還に関し、当社がそのSDN端末をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(14) (1)から(13)までに規定するほか、SDN端末に係るその他の提供条件については、SDNサービスに準ずるものとします。

#### 7 SDN端末の販売等

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、SDN端末（備品等を含みます。）を販売します。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)

(3) 契約者は、当社が販売するSDN端末（料金表第3表（[附帯サービスに関する料金](#)）に規定する1型に係るものに限り。）を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供しないものとします。

(4) 当社は、SDN端末（料金表第3表に規定する2型に係るものに限り。以下(6)まで同じとします。）をコールドスタンバイ機（通常使用するSDN端末が使用できない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの）と合わせて販売します。

(5) 契約者は、SDN端末の設置場所を変更することはできません。

(6) 契約者が(5)の規定に反し、SDN端末の設置場所の変更を行った場合は、SDNサービスの一部又は全部を利用できないことがあります。

(7) 契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア～ウ (略)

(8) (1)から(7)までに規定するほか、SDN端末の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

8～10 (略)

2021年2月4日～

(12) 契約者は、当社が設置したSDN端末について、SDN端末の廃止、SDN契約の解除、SDNサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのSDN端末を使用する権利を失ったときは、そのSDN端末を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりそのSDN端末を当社に速やかに返還していただきます。

(13) 契約者は、(12)の規定によるSDN端末の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

(14) 契約者は、(12)の規定によるSDN端末の返還に関し、当社がそのSDN端末をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(15) (1)から(14)までに規定するほか、SDN端末に係るその他の提供条件については、SDNサービスに準ずるものとします。

#### 7 SDN端末の販売等

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、SDN端末（備品等を含みます。）を販売します。この場合、契約者は、料金表第3表（[附帯サービスに関する料金](#)）に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)

(3) [SDN端末（料金表第3表に規定する2型Lに限り。）の購入申込みをした者は、その購入申込日の翌営業日から起算して6営業日後の日以後は、そのSDN端末の購入申込みを取り消し、又はそのSDN端末の売買契約を解除することができません。](#)

(4) 契約者は、当社が販売するSDN端末（料金表第3表に規定する1型に係るものに限り。）を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供しないものとします。

(5) 当社は、SDN端末（料金表第3表に規定する2型に係るものに限り。以下(7)まで同じとします。）をコールドスタンバイ機（通常使用するSDN端末が使用できない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの）と合わせて販売します。

(6) 契約者は、SDN端末の設置場所を変更することはできません。

(7) 契約者が(6)の規定に反し、SDN端末の設置場所の変更を行った場合は、SDNサービスの一部又は全部を利用できないことがあります。

(8) 契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア～ウ (略)

(9) (1)から(8)までに規定するほか、SDN端末の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

8～10 (略)

～2021年2月3日

2021年2月4日～

料金表  
通則 (略)

第1表 料金

第1類 利用料金

- 1 (略)
- 2 料金額
  - 2-1 (略)
  - 2-2 付加機能に係る料金
    - (1)～(2) (略)
    - (3) マネージド機能
      - ア～ウ (略)
      - エ オンサイト故障交換サービス

月額

区 分		単 位	料 金 額
SDN 端末が故障したときに、契約者からの請求により当社が代替品の設置等を行うもの	そのSDN 端末が1型Sのもの～そのSDN 端末が2型Mのもの (略)	(略)	(略)

備考 (略)

オ～カ (略)

第2表 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 SDN 端末に係る料金等

- 1 (略)
- 2 SDN 端末使用料

区 分	単 位	料 金 額
1型S～2型M (略)	(略)	(略)

3 (略)

4 SDN 端末の販売価格

区 分	単 位	料 金 額

料金表  
通則 (略)

第1表 料金

第1類 利用料金

- 1 (略)
- 2 料金額
  - 2-1 (略)
  - 2-2 付加機能に係る料金
    - (1)～(2) (略)
    - (3) マネージド機能
      - ア～ウ (略)
      - エ オンサイト故障交換サービス

月額

区 分		単 位	料 金 額
SDN 端末が故障したときに、契約者からの請求により当社が代替品の設置等を行うもの	そのSDN 端末が1型Sのもの～そのSDN 端末が2型Mのもの (略)	(略)	(略)
	<u>そのSDN 端末が2型Lのもの</u>	<u>1のSDN 端末ごとに</u>	<u>別に算定する金額</u>

備考 (略)

オ～カ (略)

第2表 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 SDN 端末に係る料金等

- 1 (略)
- 2 SDN 端末使用料

区 分	単 位	料 金 額
1型S～2型M (略)	(略)	(略)
<u>2型L</u>	<u>1台ごとに月額</u>	<u>別に算定する金額</u>

3 (略)

4 SDN 端末の販売価格

区 分	単 位	料 金 額

～2021年2月3日			2021年2月4日～		
1型S～2型M (略)	(略)	(略)	1型S～2型M (略)	(略)	(略)
			<a href="#">2型L</a>	<a href="#">SDN端末1台ごと</a>	<a href="#">別に算定する金額</a>
				<a href="#">とに</a>	
第2～第3 (略)			第2～第3 (略)		
			<a href="#">附 則 (令和3年1月29日 D P S 第00738626号)</a> <a href="#">この改正規定は、令和3年2月4日から実施します。</a>		